

第5回地方議会議員年金制度検討会 議事概要

1 日時

平成21年12月4日(金) 13:30~15:30

2 場所

東京グリーンパレス B1階「ばら」

3 出席者(敬称略)

座長 大橋 洋一 (学習院大学法務研究科教授)
松本 英昭 (地方公務員共済組合連合会理事長)
横道 清孝 (政策研究大学院大学教授)
渡辺 俊介 (東京女子医科大学教授) (五十音順)
金子 万寿夫 (鹿児島県議会議員、都道府県議会議員共済会会長)
藤田 博之 (広島市議会議員、市議会議員共済会特別顧問)
野村 弘 (長野県木曾郡上松町議会議員、町村議会議員共済会会長)

4 議事概要

(1) 各共済会の意見集約の状況報告

- 各共済会から、第4回検討会で提示された「給付と負担の見直し案」及び「廃止をする場合の考え方」に対する意見の集約状況について説明があった。

藤田委員(市議会議員共済会特別顧問) 【提出資料あり】

- 806都市の全市議会で討議し、9ブロックで討議した上で、まとめた。
- A案・B案いずれも受け入れられない。合併影響分を全額公費で対応し、激変緩和負担金を除く公費負担率を5割とする新たな案を作成し、意見集約した。
- 仮に廃止をするのであれば、受給資格のある現職議員が一時金を選択した場合の給付率について、掛金総額の63%ではなく80%とすべきである。

野村委員(町村議会議員共済会会長) 【提出資料あり】

- 全国の町村議長を対象とした意向調査を実施した。
- B案を基本として、現役の給付を据え置くことの検討、公費負担率を5割にするものの検討、遺族年金の在り方の見直しの検討を条件に加えた全国町村議会議長会としての考え方に対する賛否を問い、約8割の賛同を得た。
- 地方議会議員年金制度の維持存続を強く希望する。

金子委員（都道府県議会議員共済会会長）

- ・ 現在、意見の集約中である。B案が圧倒的に多いという感触である。
- ・ 廃止の場合の掛金総額63%は受け入れられないという意見や、被用者年金に新たに組み入れて欲しいとする意見、廃止をすれば若いサラリーマン等の議員への転身の道を狭めてしまうとする意見があった。
- ・ 世代間格差が大きくなっており、既裁定者だけでなく、現役世代も憲法上の財産権を有しているのではないかとする意見があった。

これらに関連して、次のような意見が出された。

- ・ この検討会は、地方議会議員年金制度を将来にわたって長期的に安定させるために検討をするものであり、廃止について議論する必要はないのではないかと。
- ・ 廃止案を検討する背景については、認識を共有しておく必要がある。
掛金の引上げには限界があり、負担金の引き上げにも限界がある。負担金を上げるのであれば、合併による影響部分に対するもの、というのが唯一の理屈ではないか。しかし、合併の影響分に対し公費で対応しても、通常のベースでは、保険制度として成り立つのかどうかについてかなりの不安がある。
そこで、廃止をした場合はどうなるのか、比較をしようということになったということではないか。
廃止しないで保険制度でこれから成り立っていくのか、今後も厳しい環境になることを考えると、廃止をするのも一案ではないか。
- ・ 重要なのは、今後の地方自治や地方議会のあり方を見据えた制度を考えることであり、若い方が議会に参加する意欲が沸くような制度とするべき。
- ・ 市議会議長会の案のうち、合併影響分について全額公費で対応することについては理解をするが、合併以外の影響分についても全額公費で措置をするべき、という点については、実現が難しいのではないかと。
- ・ 市議会議長会の案は、B案の延長線上のものと捉えてはどうか。
- ・ 市議会議長会の案は、A案・B案を検討し議論した上で、検討をして出したもの。これまでの総務省の改正案は見通しを誤ってきた。市議会議長会の案は、将来も維持できると考え、出したものであり、それも議論をしてほしい。廃止案も検討の材料としてあってもいい。
- ・ 市議会議長会の案は、給付カットもない、掛金の引上げもない、すべて公費で対応するというもの。これは世論の理解を得られないのではないかと。案として出したときの世論の反応を、検討会としては心配するべきではないかと。

- ・ 地方議会議員年金は、国会議員年金とは違うので、できれば存続させたいという気持ちはある。合併の影響を受けた、ということも理解できる。しかし、給付は下げない、掛金を下げない、すべて公費というのは、ある意味で理想なのかもしれないが、世論の理解を得られない。過去の公的年金・準公的年金でも難しかった。検討会としては、現実的な案を出す必要があるのではないかと。
- ・ 合併により生じた財源不足を現役議員がどうして負担をしなければいけないのか。現役議員には責任がないことを理解してもらいたい。
- ・ 合併の影響分は、公費で対応しないと言っているわけではない。また、国鉄共済年金は給付を削って、既裁定者の給付カットもやった。OBや現役は、高速道路が整備されて国鉄が赤字になったのであり、何の責任もないと主張した。しかし、現実問題として、彼らも相当の負担をした。農業者年金も同じだ。
年金は社会や産業構造の変革の影響を受けるもの。もちろん、すべての給付カットや負担の引上げを求めるわけではない。市町村合併について全く責任がないから、それをすべて公費で対応してほしいというのは、世間では通用しないのではないかと。
- ・ これまでも改正してきたが、それを議員が受け入れてきたのは、国を信頼してきたからだ。国において可能な限り措置をするべきだ。

(2) 報告書の骨子について

- ・ 事務局から、資料1「報告書の骨子について」及び資料2「報告書の骨子について(参考資料)」の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 地方議会議員は、何か悪いことをして、年金財政を破綻させたわけではない。市議会議長会の案を報告書に載せるべきではないかと。
- ・ 市議会議長会の案は公費負担率が高く委員の中にも意見が多いことから、A案・B案と同列に取り扱うのはどうか。B案の延長として、意見に記載をし、参考資料や議事録に残していく、ということかどうか。
- ・ 国民の理解が得られるかどうか、というのは、案として出してみないと分からないのではないかと。これまで何度も改正を行ってきたが、それは国の見通しが悪いからだ。現役議員は何も悪いことをしたわけではない。地方議会議員はそれを説得しなければいけない。A案・B案のような帳尻あわせをするからおかしくなる。市議会議長会の案を検討して頂きたい。
- ・ 市議会議長会の案は、国民の理解は得られない。逆に、地方議会議員年金にす

べて公費で対応したら、地方議会議員年金は特権的と言われるのではないか。世間には、もっと困っている人がいる。なぜ議員だけにこれだけの公費を入れなければいけないのか、という議論になるという意味において、国民の理解を得られないと考えている。

- ・ 国民に対する説明責任がある。合併により地方公共団体が経費節減になっている点について書かれていないので、数字も含めて記載すべきある。
- ・ 地方議会議員の中にも、廃止を主張する者もいるが、それは国を信頼していないから、廃止もやむを得ないということではないか。
- ・ 高額所得者に対する支給停止措置について、「一定の配慮の意見があった」とあるが、「一定の配慮の必要がある」とすべきではないか。
- ・ 既裁定者の給付カットについては、2度目のカットであり、憲法上の大きな論点であることから、もっと丁寧に書くべきである。

(3) 次回日程について

- ・ 第6回検討会の開催については、12月21日（月）とする。
- ・ 第6回検討会を最終回とする。

以 上